

人事院指令一―一

各省各庁の長
各行政執行法人の長

平成三十年人事院指令一四―一（平成三十年七月豪雨の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）の廃止について

1 平成三十年人事院指令一四―一（平成三十年七月豪雨の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）は、廃止する。

2 この指令は、平成三十年十一月一日から施行する。

平成三十年十月三十一日

人事院総裁 一宮 なほみ